【規程番号　行法Ｘ－001】

学校法人行吉学園奨学金規程

（目的）

第１条　学校法人行吉学園（以下、本学園という。）が設置する神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、本学園発展の原動力となる優れた人材を育成するために、経済的理由により学業継続が困難になった者に対する経済支援奨学金（以下、「神女経済支援奨学金」という。）、また学業優秀で品行方正な者であり、かつ経済的に支援が必要な者に対する優秀者応援奨学金（以下、「神女優秀者応援奨学金」という。）を設け、支援を行うことを目的とする。

（奨学金の給付対象者）

第２条　神女経済支援奨学金は、神女に在学し、経済的理由により学業継続が困難となった者のうち、別に定める要件を満たす者に対して給付するものとする。

２　神女優秀者応援奨学金は、神女に在学し、学業優秀かつ品行方正な者のうち、別に定める要件を満たす者に対して給付するものとする。

３　神戸女子大学大学院に在学する者については、別に定める「神戸女子大学大学院授業料等免除規程」を適用し、この規程の適用を受けることができない。

（奨学金の給付額）

第３条　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金の給付額については、それぞれ別に定める。

２　この規程に係る神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金の総額については、年度毎に理事会で決定する。

（奨学金の審査等）

第４条　審査に関する事項は、学長が所管する。学長は、審査の結果、神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金を給付する者について、理事長に推薦するものとする。審査方法については、それぞれ別に定める。

（奨学金の給付中止等）

第５条　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金を受けた者が、その受給要件を欠くことになった場合は、給付の決定を取り消すとともに奨学金の返還を求める場合がある。

（運用などの規程）

第６条　神女経済支援奨学金及び神女優秀者応援奨学金に係る選考の方法等、この規程に定めのない事項については、それぞれ別に定める。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料免除・奨励金授与規程は廃止する。